

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】令和4年1月17日(2022.1.17)

【公開番号】特開2021-138547(P2021-138547A)

【公開日】令和3年9月16日(2021.9.16)

【年通号数】公開・登録公報2021-044

【出願番号】特願2021-88235(P2021-88235)

【国際特許分類】

B 6 5 H 37/04 (2006.01)

10

G 0 3 G 15/00 (2006.01)

【F I】

B 6 5 H 37/04 D

G 0 3 G 15/00 4 3 2

【手続補正書】

【提出日】令和4年1月6日(2022.1.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

シートを処理するシート処理装置であって、

シートが搬送される搬送経路と、

搬送方向にシートを搬送することによって、前記搬送経路の排出口から該シートを排出する搬送手段と、

前記搬送手段により前記搬送方向に搬送され前記排出口から排出されたシートが積載される積載手段と、

前記シート処理装置の外部からシート束がセットされる手差セット部と、

前記積載手段に積載されたシート束の、前記搬送方向と交差する方向における端部に接することによって、該シート束の、前記交差する方向の位置を規制する、第1の規制手段と、

前記積載手段に積載されたシート束の、前記搬送方向における端部に接することによって、該シート束の、前記搬送方向の位置を規制する、第2の規制手段と、

ステープル針によってシート束を綴じる綴じ手段と、を有し、

前記綴じ手段は、前記交差する方向において前記シート処理装置の一方側と他方側とに往復移動可能に構成され、第一の位置と第二の位置とに移動可能であって、前記第1の規制手段が接した、前記一方側のシート束の端部、且つ、前記第2の規制手段が接した、前記搬送方向における該シート束の端部、を含む、該シート束のコーナ部を、前記第一の位置において綴じることが可能であり、前記手差セット部にセットされたシート束を前記第二の位置において綴じることが可能であり、さらに、ステープル針が前記綴じ手段に補充される位置である第三の位置に位置することが可能であって、

前記第三の位置は前記第一の位置とは異なり、

前記綴じ手段が前記第三の位置に位置しているときの前記綴じ手段の角度姿勢は、前記綴じ手段が前記第一の位置に位置しているときの前記綴じ手段の角度姿勢とは異なり、

前記綴じ手段が前記第三の位置に位置しているときの前記綴じ手段の角度姿勢は、前記綴じ手段が前記第二の位置に位置しているときの前記綴じ手段の角度姿勢とは異なり、

前記第二の位置に位置しているときの前記綴じ手段は、前記第一の位置に位置しているときの前記綴じ手段よりも前記他方側に位置している、

40

50

ことを特徴とするシート処理装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明は、シートを処理するシート処理装置であって、シートが搬送される搬送経路と、搬送方向にシートを搬送することによって、前記搬送経路の排出口から該シートを排出する搬送手段と、前記搬送手段により前記搬送方向に搬送され前記排出口から排出されたシートが積載される積載手段と、前記シート処理装置の外部からシート束がセットされる手差セット部と、前記積載手段に積載されたシート束の、前記搬送方向と交差する方向における端部に接することによって、該シート束の、前記交差する方向の位置を規制する、第1の規制手段と、前記積載手段に積載されたシート束の、前記搬送方向における端部に接することによって、該シート束の、前記搬送方向の位置を規制する、第2の規制手段と、ステープル針によってシート束を綴じる綴じ手段と、を有し、前記綴じ手段は、前記交差する方向において前記シート処理装置の一方側と他方側とに往復移動可能に構成され、第一の位置と第二の位置とに移動可能であって、前記第1の規制手段が接した、前記一方側のシート束の端部、且つ、前記第2の規制手段が接した、前記搬送方向における該シート束の端部、を含む、該シート束のコーナ部を、前記第一の位置において綴じることが可能であり、前記手差セット部にセットされたシート束を前記第二の位置において綴じることが可能であり、さらに、ステープル針が前記綴じ手段に補充される位置である第三の位置に位置することが可能であって、前記第三の位置は前記第一の位置とは異なり、前記綴じ手段が前記第三の位置に位置しているときの前記綴じ手段の角度姿勢は、前記綴じ手段が前記第一の位置に位置しているときの前記綴じ手段の角度姿勢とは異なり、前記綴じ手段が前記第三の位置に位置しているときの前記綴じ手段の角度姿勢は、前記綴じ手段が前記第二の位置に位置しているときの前記綴じ手段の角度姿勢とは異なり、前記第二の位置に位置しているときの前記綴じ手段は、前記第一の位置に位置しているときの前記綴じ手段よりも前記他方側に位置している、ことを特徴とする。

10

20

30

40

50